



福岡医発第 631 号(地)
令和 4 年 5 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

労働保険における電子申請の利用促進について

今般、標記の件につきまして別添のとおり福岡労働局より本会に対して協力依頼がありました。

本件は、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」において、労働保険の電子申請手続が重点手続と位置付けられていることから、厚生労働省では、電子申請の利用促進に取り組んでおり、本会会員に対しても労働保険年度更新等の手続きについて、電子申請の利用促進を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○労働保険の問い合わせ先

- ・福岡労働局総務部労働保険徴収課適用係

電話番号 092-434-9833

- ・e-Gov 利用者サポートデスク

電話番号 050-3786-2225

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」 (<http://www.e-gov.go.jp/>)

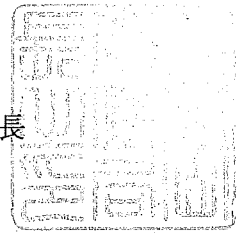
小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

福岡労発総 0516 第 5 号
令和 4 年 5 月 16 日

事業主団体 御中

福岡労働局長



労働保険における電子申請の利用促進について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、政府の「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）において、労働保険の電子申請手続が重点手続と位置付けられていることを踏まえ、電子申請の利用促進に取り組んでいるところです。

電子申請を利用することにより、労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口に出向くことなく、夜間、休日でも手続ができるという利点があり、令和3年3月下旬からは一部を除く労働保険関係手続について、e-Gov 経由でGビズIDを利用して電子申請を行うことも可能となっており、この場合には電子証明書の取得は不要となっております。

つきましては、貴会所属会員による労働保険年度更新等の労働保険の手続について、電子申請の利用促進が図られるよう、その周知と勧奨にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

労働保険の電子申請に係る「リーフレット」及び「事前準備ガイドBOOK」につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp>)

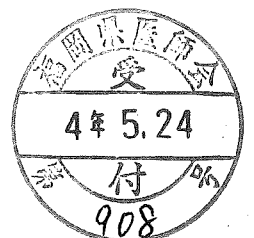


また、電子申請の利用につきましては、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」

(<https://www.e-gov.go.jp>) でご覧いただけます。



なお、労働保険の電子申請に関するお問い合わせは、福岡労働局総務部労働保険徴収課適用係（電話092-434-9833）まで、「e-Gov」に関するお問い合わせは、e-Gov 利用者サポートデスク（電話050-3786-2225）までお寄せください。



厚生労働省 委託事業

電子申請未利用事業場

アドバイザー事業



イメージキャラクター：ペパレス執事

初期設定の

不安点・不明点を

まるっとサポート。



無料

3つの方法でサポート。

電子申請はむずかしいと思いませんか？ 初期設定後もサポートいたします。



アドバイザー訪問の要請



オンラインセミナーへの参加



リアルタイム対応
(チャット・オンライン)



スマホでも！



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細確認やお申込みはホームページから！
<https://denshi-shinsei.jp>

受託会社：株式会社アイヴィジット 事務局問い合わせ先：mail@denshi-shinsei.jp





電子申請未利用事業場アドバイザー事業からのお知らせ

労働保険関係手続は電子申請にしませんか？

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィスから、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

電子申請
アドバイザーなら…

費用

無料

時間

**1時間
程度**

場所

**日本全国
どこでも**

お好みの方法が選べます。

アドバイザーを予約する (訪問とオンラインから選べます)

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい



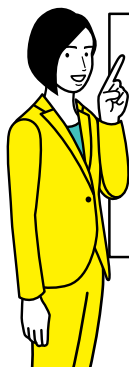
準備可能か事前に確認が必要なもの

- ・パソコン・インターネット環境
- ・ICカードリーダライタ
(マイナンバーカード利用の場合)



オンラインセミナーに参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい



リアルタイム対応(チャット・オンライン)

※9時～18時まで相談できます

- ・リアルタイムでやりとりしたい
 - ・わからないことを聞きたい
- ※ホームページをご参照ください

自己紹介



名前
ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまた角でWi-Fiを受信していて通信環境良好！

アドバイザー・セミナー予約申込用紙(FAX用)

フリガナ		担当者名	
事業場名			
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒 ー	予約希望	☐ アドバイザー ☐ セミナー



- 必要事項をご記入ください
- 後日、担当者から電話又はメールにてご連絡いたします

上記の参加方法欄にてアドバイザーもしくはセミナーの必ずどちらか一つをお選び頂き、申請してください。

ご予約はホームページからも受け付けております。
<https://denshi-shinsei.jp>



FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

「e-Gov（イーガブ）」
にアクセス！

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！

自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。



いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

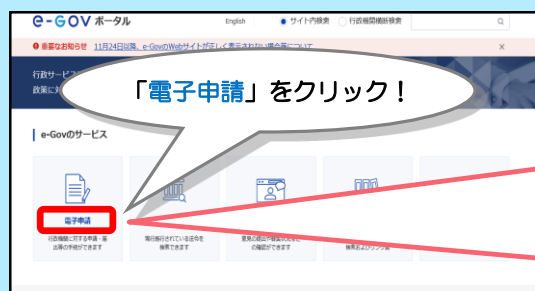
大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更
と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できる
ので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
（労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続することができま
す。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカード
リーダーライタは別途必要です。）

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
<https://www.e-gov.go.jp/>

* 電子申請についての利用案内が掲載されています。



電子申請の事前準備をはじめましょう！



「利用準備」から
スタート！

下の4つのチェック事項をクリアしたら、準備は完了です！

チェック 1 電子証明書を用意します

GビズIDアカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。

労働保険関係手続の電子申請を行う場合は電子証明書が必要となります。電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式



- 公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。

ファイル形式



法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書のご案内

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate>

チェック 2 アカウントの準備を行います

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通で利用できるアカウントです(※)。	e-Govアカウントを登録し、ログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設定しているログインボタンからログインしてください。
GビズIDアカウント	1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。GビズIDから属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。GビズIDアカウントからログインする場合には <u>電子証明書の用意は不要</u> となります。	

(※)e-Govアカウント登録の際は、事前にe-Govアカウント利用規約をご確認ください。



e-Govアカウントの登録

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

チェック 3 ブラウザの設定を確認します

ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。



ポップアップブロックの解除

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します(Internet Explorer11の場合のみ)。未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。



信頼済みサイトへの登録

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html>

チェック 4 アプリケーションをインストールします

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。



Windows版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#windows>



macOS版での手順

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html#mac>

準備ができれば「マイページ」から申請ができます！



労働保険に関する電子申請の 事前準備ガイド BOOK

Contents

電子申請を使ってカンタン・便利に！	2
事前準備の流れを確認しましょう！	4
さあ、事前準備をはじめましょう！	6
実際に申請してみましょう！	18



厚生労働省

電子申請を使ってカンタン・便利に！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続できます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24 時間いつでも申請や届出ができます。



★いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

★カンタン・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけで済みます。

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙を入手する必要がなくなり、申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できます。また、書類申請のために必要だった移動費・手数料・人件費などのコストが削減できます。

また、GビズIDやマイナンバーカードを使うと、申請の事前準備にかかる手数料が安くなり、お得です。

電子申請は、以下の流れでご利用いただけます！

事前準備

電子申請を安全に行うため、パソコンの環境設定や、アカウントの準備、G ビズ ID (※) やマイナンバーカードを取得していない方は、電子署名に必要な電子証明書を取得します。

4 ページから
スタート！

「e-Gov」から電子申請

e-Gov ウェブサイトから電子申請を行います。

画面に入力しながら申請書を作成し、電子署名を付けて、インターネット経由で提出します。



詳しくは、「e-Gov 電子申請利用マニュアルの紹介」ページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

18ページでご紹介



「e-Gov」って？

政府の行政情報ポータルとして、さまざまな情報を発信しているサイトです。
電子申請の窓口でもあり、このサイトの「電子申請システム」から、
24 時間 365 日、いつでも・どこでも電子申請が行えます。



出典：e-Gov ウェブサイト (<https://www.e-gov.go.jp/>)

※ 労働保険関係手続（一部手続は除く）について、G ビズ ID を利用して手続することができます。G ビズ ID でログインする場合は、電子証明書の取得は不要です。

事前準備の流れを確認しましょう！

電子申請を行う前に、以下のステップで、パソコンの環境や準備するものをチェックしましょう。

チェック
1

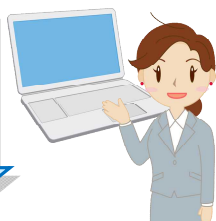


電子証明書の確認

6 ページ

電子申請では、電子証明書を使って、本人確認やデータの改ざんを防止します。(G ビズID やマイナンバーカードもご利用できます)

チェック
2

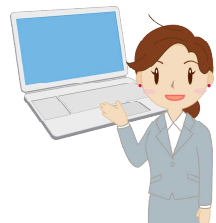


アカウントの準備

10 ページ

e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。

チェック
3



ブラウザの設定確認

11 ページ

①ブラウザのポップアップブロック設定を解除していますか？

解除していない場合、お使いのブラウザの設定によって、電子申請の途中で不具合が発生することがあります。

チェック
4



②電子申請を行うサイトが「信頼済みのサイト」として登録されていますか？ 13 ページ

登録されていない場合、お使いのブラウザの設定によって、電子申請の途中で警告メッセージ等が表示されることがあります。

チェック
4



e-Gov 電子申請アプリケーションの確認 17 ページ

電子申請のアプリケーションはインストールされていますか？

専用の電子申請アプリケーション（無料）をインストールしましょう。

事前準備が完了したら、

マイページから電子申請してみましょう！

e-Gov トップページ画面から電子申請システムトップページへアクセスし、利用準備の画面を表示してみましょう。

■e-Gov トップページ画面



「電子申請」をクリック！

■電子申請システムトップページ画面



「利用準備」をクリック！

■利用準備の画面

事前準備で確認する項目が掲載されていますので、順番にクリアしていけば、事前準備が完了！

1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウントの登録をするか、GビズID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約 をご確認ください。	e-Govアカウントを登録し 、ログインしてください。
GビズID	GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 GビズIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	

2 ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除
ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

設定手順を確認

信頼済みサイトへの登録 (Internet Explorer 11の場合のみ)
本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

設定手順を確認

3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

出典：e-Gov ウェブサイト (<https://www.e-gov.go.jp/>)

さあ、事前準備をはじめましょう！

「電子申請システム」の利用準備の画面にしたがって、準備を進めましょう。

チェック 1 電子証明書の確認

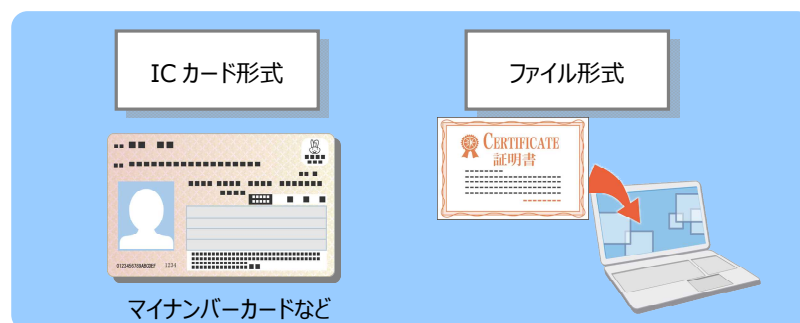
電子証明書を取得済の方及び G ビズ ID やマイナンバーカードを使用する場合はチェック 2 へ進んでください。

電子証明書等を取得していない方は、取得の手続きを進めましょう。

電子証明書とは？

電子証明書は、書面での手続における「印鑑証明書」に相当するものです。

電子申請における、本人確認手段やデータ改ざん防止のために利用する電子的な身分証明書となります。電子証明書は、公的個人認証制度等における IC カード（マイナンバーカードなど）に搭載されたり、ファイル形式で提供されます。

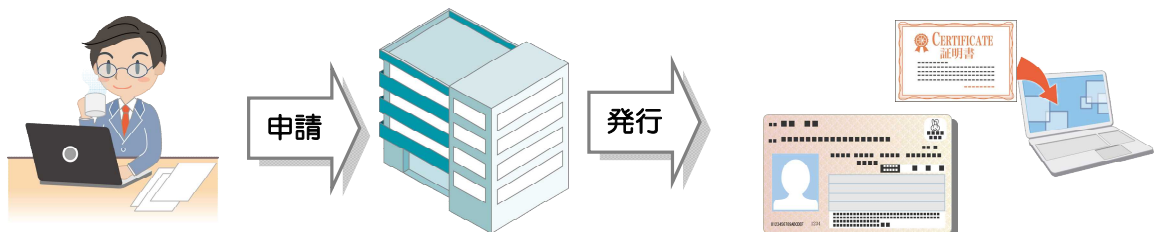


電子証明書を取得するには？

電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。官公庁のほか、民間の認証局もあります。

認証局によっては、証明する対象（個人・法人）が限られていたり、対応可能手続が異なったりする場合があります。詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「電子証明書のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

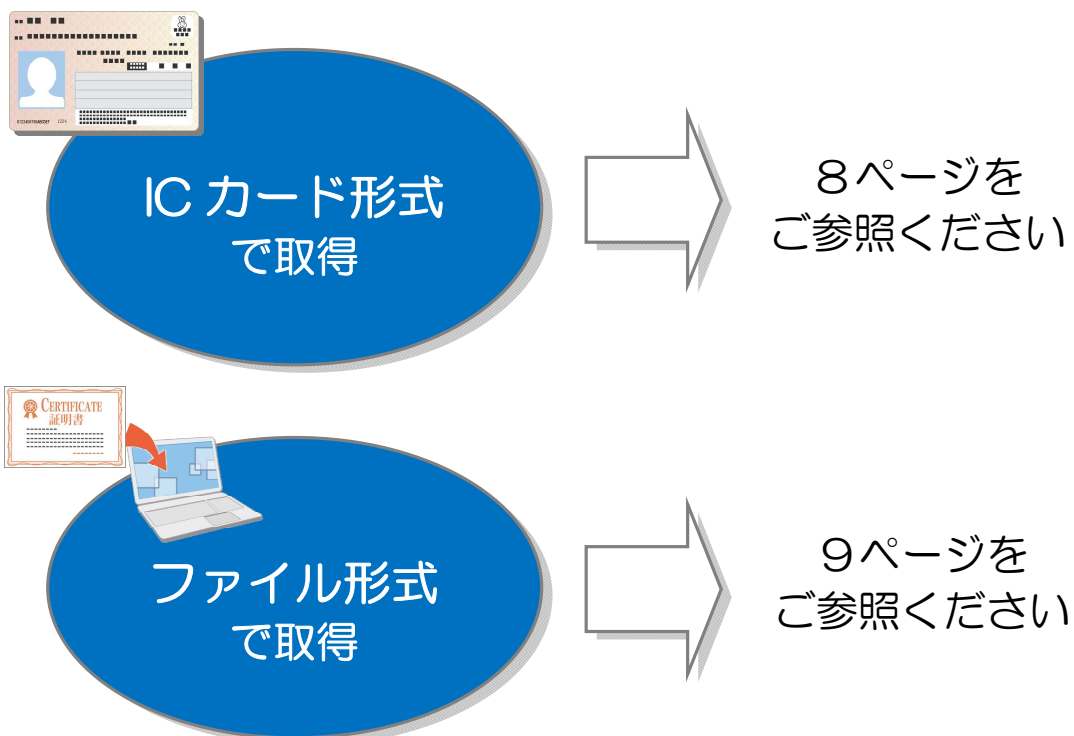


電子証明書を取得しましょう！

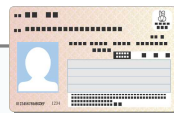
電子証明書は、「IC カード形式」と「ファイル形式」の2種類あります。

以降で、それぞれの形式について、電子証明書取得の流れをご紹介します。

「IC カード形式」については「マイナンバーカード」を活用する例、「ファイル形式」については「商業登記に基づく電子認証」を活用する例でご説明します。



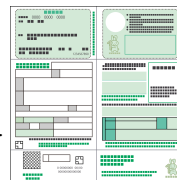
IC カード形式 で取得する場合 ～公的認証サービス（マイナンバーカード）を活用～



1 マイナンバーカードを申請しましょう。

交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼付して郵送します。

デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンで交付申請用の WEB サイトにアクセスし、インターネット経由で申請することもできます。



詳細はマイナンバーカード総合サイトを参照してください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



電子申請には、マイナンバーカードに内蔵された「署名用の電子証明書」が必要です。交付申請書で「署名用電子証明書」を「不要」とする欄は**空欄のまま**送付してください。



2 マイナンバーカードを受領しましょう。

交付通知書（はがき）が届いたら、交付窓口で暗証番号などを設定し、マイナンバーカードを受け取ります。



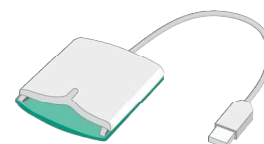
- ・受取時には、交付通知書（はがき）、「通知カード」、免許証やパスポートなど身分証明となるものが必要です。
- ・発行手数料は不要です。



3 ICカードリーダーライタを準備しましょう。

IC カードリーダーライタを用意します。

IC カードリーダーライタは、IC カードの情報を読み取る装置です。家電量販店やインターネット販売で購入できます。



詳細は、公的個人認証サービスポータルサイトの「IC カードリーダーライタのご用意」ページを参照してください。

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

マイナンバーカードを使うと、電子証明書取得の手数料がかかりません！

平成 28 年から交付されている「マイナンバーカード」には、電子証明書が標準で搭載されますので、無料で電子証明書を取得できます。

※「IC カード形式」の電子証明書は、民間の認証局から取得することもできます。

詳しくは、e-Gov ウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

ファイル形式 で取得する場合 ～商業登記に基づく電子認証を活用～



1 電子証明書を取得するためのソフトウェアをインストールしましょう。

専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」を法務省のホームページからダウンロードし、パソコンにインストールします。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00027.html



2 電子証明書発行に必要なファイルを作成しましょう。

「商業登記電子認証ソフト」で、電子証明書の発行申請に必要な「鍵ペアファイル」および「証明書発行申請ファイル」を作成します。



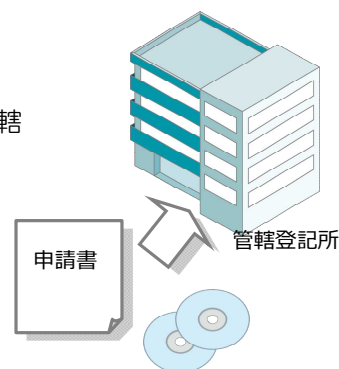
「証明書発行申請ファイル」は、CD、DVD、またはUSBメモリに格納しておきましょう。



3 電子証明書の発行申請をしましょう。

管轄登記所（会社・法人の本店・主たる事務所の所在地を管轄する登記所）に、以下のものを提出します。

- 電子証明書発行申請書
- 証明書発行申請ファイル（手順2で作成したもの）



4 電子証明書をダウンロードしましょう。

手順1で使用したソフトウェアを使って、インターネット経由で電子証明書をダウンロードします。



令和3年2月15日から、商業登記電子証明書の発行について、オンライン申請が可能になりました。詳細は、法務省のホームページをご参照ください。

「電子証明書取得のご案内」（法務省）（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00028.html）をもとに作成

チェック2 アカウソトの準備

次に、e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。e-Gov アカウントの登録をするか、G ビズ ID(※1)、または他認証サービスのアカウントが利用できます。



(※1) 労働保険関係手続の電子申請においては、法人代表者又は個人事業主（以下「事業主」という。）のアカウントである gBizID プライムと、組織の従業員用のアカウントとして事業主が作成する gBizID メンバーを利用することができます。

gBizID メンバーについては、事業主の代理人（総務部長等）又は1 法人で複数の適用事業がある場合の各適用事業の支店長等が事業主として届出等がされている場合等に利用することができます。なお、事業主の代理人が gBizID メンバーで電子申請を行う場合は、事前に電子申請にて「労働保険代理人選任・解任届」を提出する必要があります。

G ビズ ID の取得方法等の詳細については、以下の URL をご確認ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

サービス名	概要	利用方法
e-Gov アカウント	e-Gov サービス共通で利用できるアカウントです(※2)。	e-Gov アカウントを登録し、ログインしてください(※3)。
Microsoft アカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	認証サービスごとに設けているログインボタンからログインしてください。
G ビズID アカウント	1 つの ID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。G ビズ ID から属性情報を取得し電子申請の基本情報として利用できます。 <u>G ビズ ID プライム及びメンバーアカウントからログインする場合には電子証明書の用意は不要となります。</u>	

(※2)e-Gov アカウント登録の際は、事前に e-Gov アカウント利用規約をご確認ください。

(※3)e-Gov アカウントの登録は、以下の URL をご参照ください。

https://account.e-gov.go.jp/user/pre-registration/init?service_type=00

出典：e-Gov ウェブサイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

チェック3 ブラウザの設定確認

次に、ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

① ポップアップブロックの解除

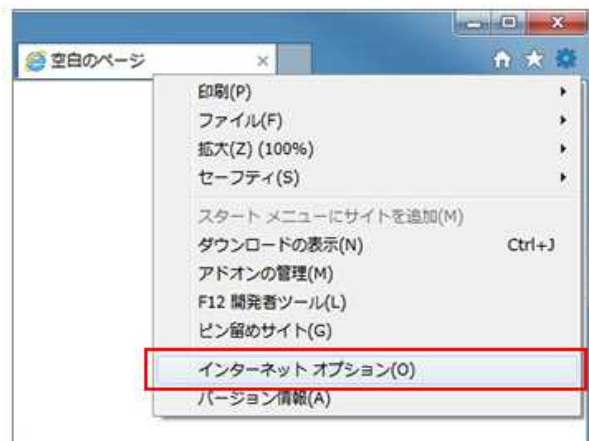


ポップアップブロックとは、ブラウザの表示中に、広告や通知など別のウィンドウが表示されるのを事前に防止する機能です。
電子申請を行うには、機能を無効にしておく必要があります

《Internet Explorer をご使用の方》

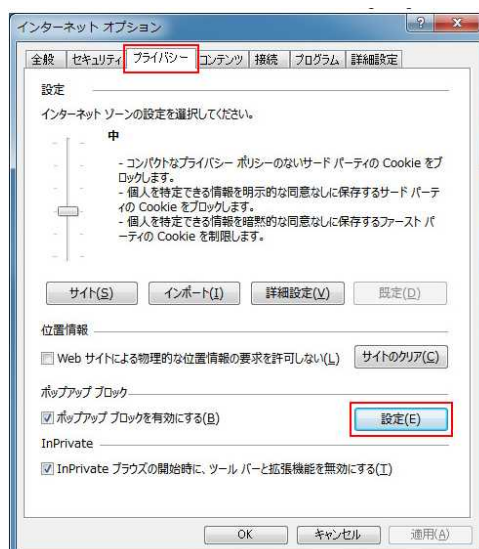
1. Internet Explorer11 を立ち上げて、上部の右にある歯車のアイコンをクリックし、メニューから「インターネット オプション」をクリックします。

⇒「インターネット オプション」画面が表示されます。



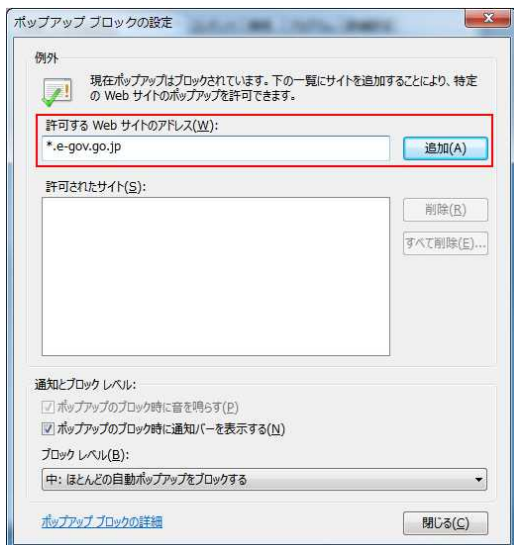
2. インターネットオプション画面で、「プライバシー」タブを開く。

⇒プライバシータブ内の、ポップアップブロックの「設定」ボタンをクリックします。



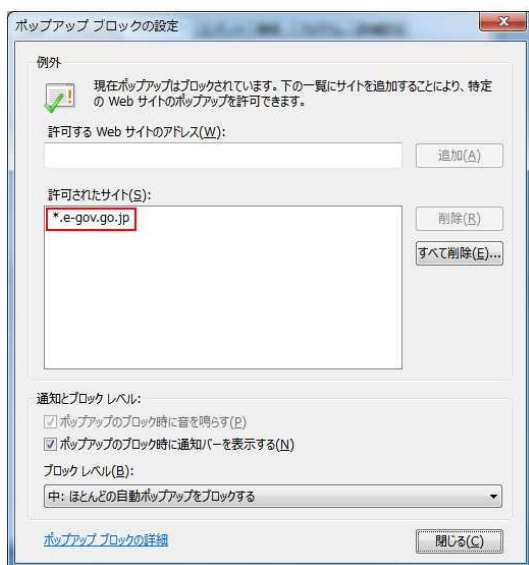
3. 「許可する Web サイトのアドレス」に e-Gov を追加する

⇒ ポップアップブロックの設定画面で、「許可する Web サイトのアドレス」に、「*.e-gov.go.jp」を入力し、[追加] ボタンをクリックします。



4. e-Gov が追加されたことを確認する

⇒ 「許可されたサイト」に「*.e-gov.go.jp」が入ったことを確認し、ポップアップブロックの設定画面、インターネットオプション画面を閉じます。



※ポップアップブロックの解除方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/popupblock.html>

② 信頼済みサイトへの登録 (Internet Explorer 11 の場合のみ)



信頼済みサイトとは、表示してもコンピュータやファイルに損害を与えないことがあらかじめ判明していて、セキュリティ強化の必要がないホームページを指します。
電子申請のサイトは安全が保障されていますので、信頼済みサイトに登録してください。

信頼済みサイトへの登録は、以下の手順に従って行います。

信頼済みサイトへの登録を行わないと、e-Gov 電子申請サービスを利用して電子申請を行う際に、警告メッセージ等が表示される場合があります、正常に動作しなくなってしまいます。

1. Internet Explorer11 を表示し、「インターネットオプション」をクリックします。

Internet Explorer11 を立ち上げて、上部の右にある歯車のアイコンをクリックし、メニューから「インターネットオプション」をクリックします。

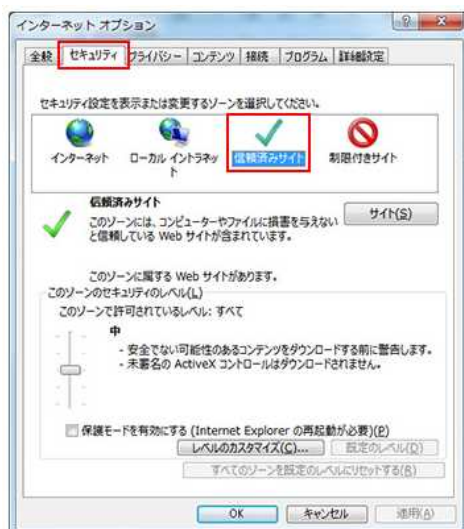
⇒「インターネットオプション」画面が表示されます。



2. セキュリティタブをクリックします。

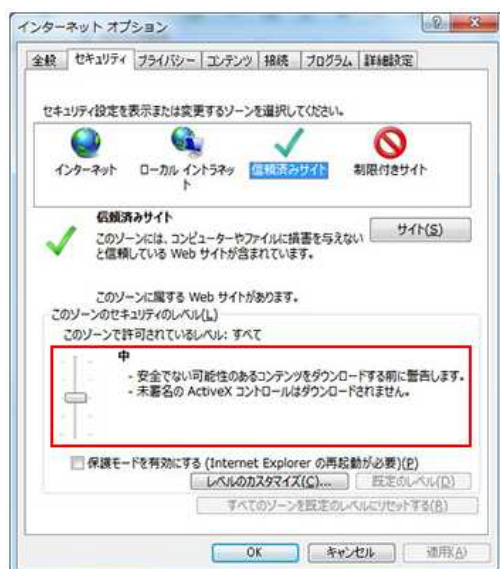
「セキュリティ」をクリック後、「信頼済みサイト」をクリックします。

⇒信頼済みサイトについての画面が表示されます。



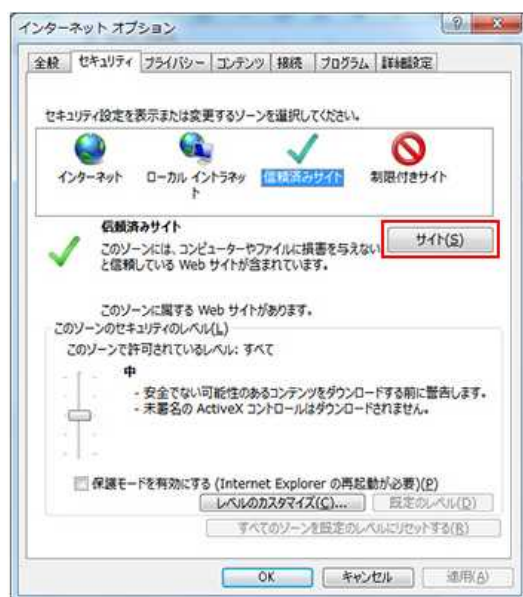
3. 信頼済みサイトのセキュリティレベルを確認します。

セキュリティゾーンが初期設定から変更されている場合は、「信頼済みサイト」の「セキュリティレベル」を「中」以上に設定してください。



4. 「信頼済みサイト」画面を開きます。[サイト(S)]ボタンをクリックします。

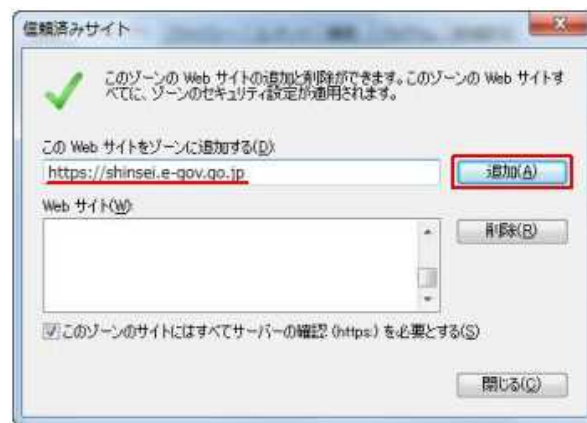
⇒「信頼済みサイト」画面が開きます。



5. 信頼済みサイトの追加を行います。

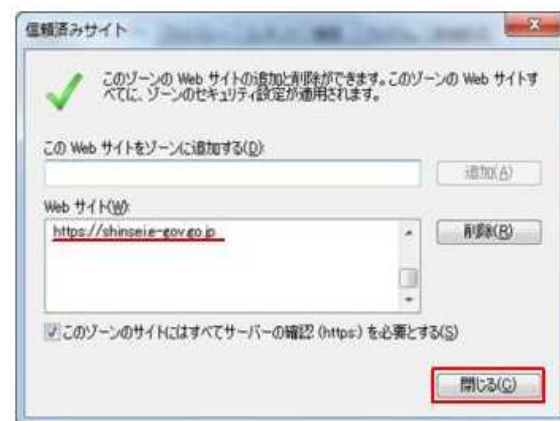
「この Web サイトをゾーンに追加する」の下の入力フォームに以下の URL を入力し、[追加] ボタンをクリックします。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



6. 「信頼済みサイト」画面を閉じます。

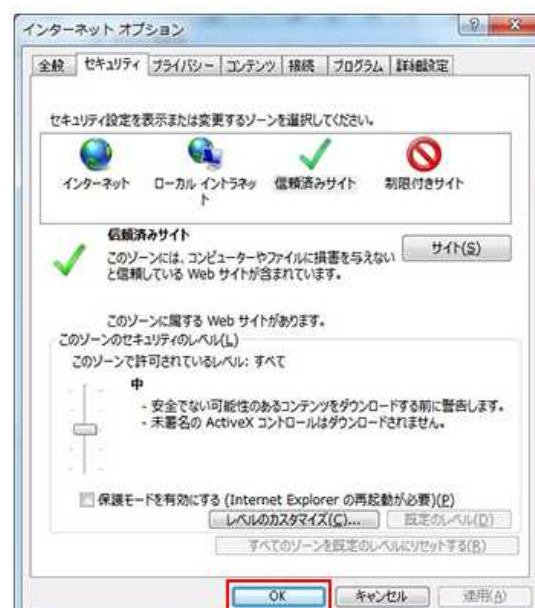
「Web サイト」に登録した URL が表示されていることを確認し、「このゾーンのサイトにはすべてサーバーの確認 (https:) を必要とする」にチェックが入っていることを確認し、[閉じる] ボタンをクリックしてください。



7. 信頼済みサイトへの登録を完了します。

「インターネットオプション」画面に戻りますので、[OK]ボタンをクリックします。

⇒以上で信頼済みサイトへの登録が完了します。



8. 信頼済みサイトへ正しく登録できたか確認する方法

信頼済みサイトへ正しく登録できたか以下の手順で確認できます。

「ゾーン」の欄に記載されている文言を確認します。

「信頼済みサイト」と表示されている場合

→ 信頼済みサイトに登録済となります。

「インターネット」と表示されている場合

→ 信頼済みサイトに未登録となります。



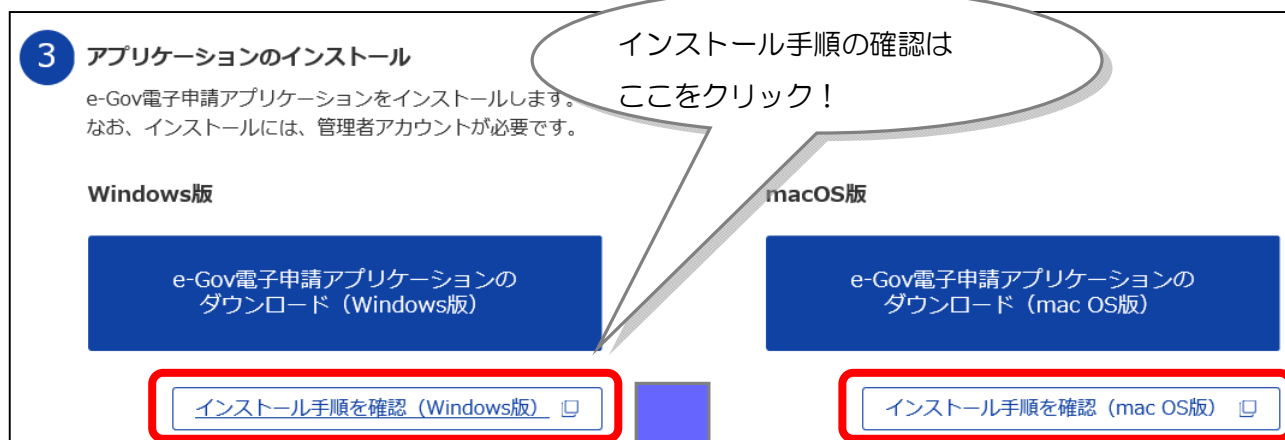
※信頼済みサイトへの登録方法

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/trustsite.html>

出典：e-Gov ウェブサイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)

チェック4 e-Gov 電子申請アプリケーションの確認

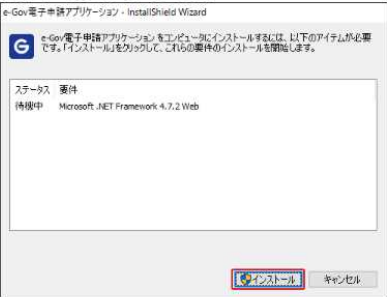
最後に、無料の e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。



Windows版での手順

1.インストールプログラムの実行

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールするためには、お使いのパソコンに「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされている必要があります。
「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされていない場合は以下の画面が表示されます。
[インストール]ボタンをクリックして、「Microsoft .NET Framework 4.7.2」をインストールしてください。



「Microsoft .NET Framework（4.7.2以上）」がインストールされている場合は以下の画面が表示されますので[次へ(N)>]ボタンをクリックします。



2.使用許諾へ同意

使用許諾書を注意深くお読みいただき、【使用許諾の条項に同意します (A)】にチェックを入れ、[次へ(N)>]ボタンをクリックします。



詳しくは、上記の「インストールの手順」画面を参照してください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/install.html>

実際に申請してみましょう！

【例：年度更新申告の場合】



1. 「e-Gov 電子申請アプリケーション起動」をクリックしてください。



2. e-Gov アカウントでログインする場合、メールアドレスとパスワードを入力後、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

G ビズ ID アカウント又は Microsoft アカウントでログインすることも可能です。

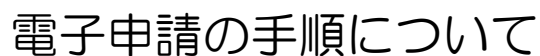


3. 「手続検索」をクリックしてください。

4. 検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し、[検索] ボタンをクリックしてください。

5. 検索結果の中から、該当する年度更新申告の手続をクリックしてください。
(年度更新申告期間のみ表示されます。)

6. 手続名が表示されますのでご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>



事前準備ガイド BOOK

電子申請で届出できる手続

労働保険の適用・徴収に関しては、「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」(※) 以外のすべての手続について、電子申請に対応しております。

※ 労働保険事務組合にかかる「労働保険料等口座振替納付書送付依頼書」は金融機関への届出印の押印を必要としない様式については電子申請に対応しています。

また、GビズIDを利用した電子申請が可能な手続については、以下のとおりです。

<GビズIDに対応している手続>

手 続 名	
1	労働保険保険関係消滅
2	労働保険継続事業一括認可申請（新規）
3	労働保険継続事業一括認可申請（追加）
4	労働保険継続事業一括認可申請（取消）
5	労働保険概算保険料の申告（継続）
6	労働保険増加概算保険料の申告（継続）
7	労働保険確定保険料の申告（継続）
8	労働保険確定保険料申告（建設の事業）
9	労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）
10	労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）
11	労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）
12	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
13	労働保険概算保険料申告（有期）
14	労働保険増加概算保険料申告（有期）
15	労働保険確定保険料申告（有期）
16	労働保険年度更新申告
17	労働保険年度更新申告（建設の事業）
18	労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）
19	労働保険年度更新申告（一人親方等団体）
20	労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）
21	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾0～3、6～7）
22	労働保険事務処理委託解除
23	労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）
24	労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）
25	労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）
26	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾4）
27	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾5）
28	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾8）
29	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾4）
30	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾5）
31	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾8）

他社所有商標に関する表示について

Microsoft、Windows、Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標、商標または商品名称です。
その他、記載されている会社名、製品名などは、各社の登録商標または商標です。

「e-Gov」に関するお問い合わせ先

e-Gov 利用者サポートデスク

【電話番号】

050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

■受付時間

〈4月・6月・7月〉

平日 午前9時から午後7時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで

〈5月、8月から3月〉

平日 午前9時から午後5時まで

※土日祝祭日および、年末年始（12月30日～1月3日）は受付を休止いたします。